平成２８年（フ）第９５号
福井市高柳町第10号20番地21
破産者　エースラインこと　濵　　千春
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
高知市介良甲1074番地３　メゾンブローテＥ201号、開始決定時の住所高知市潮新町１丁目７番16号
破産者　金澤　裕二
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５号
高知市介良甲1074番地３　メゾンブローテＥ201号、開始決定時の住所高知市潮新町１丁目７番16号
破産者　金澤　眞理
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1265番地11、前住所三重県津市藤方953番地１クイーンズコートＤ103
破産者　後藤　丈治
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
茨城県稲敷郡阿見町中央３丁目９番７号
破産者　大塚　紀子
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第６４号
茨城県つくば市春日１丁目６番地１　ヒルサイドヴィラＣ棟105号、前住所茨城県つくば市天久保１丁目６番地15　１－９
破産者　丹波　昭雄
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１４９号
静岡県焼津市大村新田７番地の２　県営大村新田団地Ｂ棟303、開始決定時住所静岡県焼津市柳新屋489番地　アルバⅢ301
破産者　曽根　雪乃（旧姓赤堀）
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８６号
静岡市駿河区広野６丁目２番16号　201号
破産者　繁田勝一郎
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９０号
静岡市駿河区みずほ２－11－１グランシャリオ102号室、住民票上の住所静岡県下田市六丁目41番20号
破産者　藤澤　茂子
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９１号
静岡市駿河区みずほ２－11－１　グランシャリオ102号室、住民票上の住所静岡県下田市六丁目41番20号
破産者　藤澤　國廣
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２２号
大阪府泉佐野市湊２丁目６番２－304号
破産者　永田　芳輝
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４２２号
大阪府和泉市府中町８丁目３番28－301号
破産者　田中　淳志
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
大阪府泉大津市助松団地１番13－403号、前住所大阪府泉大津市小松町12番２－301号
破産者　岸本　芳明
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
大阪府泉南市信達市場1007番地の１－107
破産者　黒岩　真一
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
奈良県香芝市下田西３丁目１番17－405号　コーポラス香芝
破産者　ヘアー・アクションこと　竹内　和樹
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
福岡県久留米市城島町西青木494番地９
破産者　仁田原久子
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２５号
秋田県大館市字向町31番地１秋鶴ビル305号、借入時住所秋田県大館市松木字松木44番地１
破産者　安田　雅史（旧姓小畑）
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第３１号
栃木県栃木市藤岡町藤岡500番地29
破産者　関口智恵子
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１号
栃木県小山市大字東野田2199番地２
破産者　朝日　雪子
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部